

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和2年7月20日

（名称）飛騨市公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称						
飛騨市地域内フィーダー系統確保維持計画						
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性						
飛騨市は、東海旅客鉄道高山本線と、濃飛乗合自動車（以下、濃飛バス）の事業者路線のほか、飛騨市運行バスにより地域公共交通が担保されている。しかし、濃飛バスなどの事業者路線と市運行バスによる競合区間の存在や、料金などの乗り方が様々に存在していること、市運行バスにおいては合併前の4町村内の移動に終始しており、移動実態を反映していないことなどから、公共交通の利便性は低い地域であった。 このような現状を受け、飛騨市は平成27年3月に飛騨市地域公共交通網形成計画を策定した。この計画では再編・整備の方針として「交通事業者運行路線と飛騨市営バスとの共存・相互補完を図る」、「地域の交通資源を活用する」、「サービス水準の適正化と利用者負担の原則の適用を図る」、「一定水準の維持費を担保する」、「誰にもわかりやすい地域公共交通の再編・整備」を掲げている。 ここに示された方針に基づいて地域の公共交通を整備するために、地域路線として畦畑線、太江線、桃源郷線、稲越線、月ヶ瀬線、宮川線、柏原線、神岡東部線、山之村線を、地区内循環線としてかみおか循環タクシーを、少量輸送サービスとして河合・宮川乗合タクシー、稲越乗合タクシーを整備・運行している。 上記の路線のうち、一定の輸送量のある系統について、地域内フィーダー系統確保維持改善事業に加え、運行の効率化を図るとともに利用者数と利便性の向上を図るものである。						
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果						
(1) 事業の目標						
令和3年度～令和5年度の3か年度の事業実施による数値目標を下記のとおりとする。 高齢者、児童・生徒など交通弱者が使いやすい公共交通を提供することにより、次の利用者数を目標とする。 ■路線別利用者数 <table><tr><td>・かみおか循環乗合タクシー</td><td>9,864 人（9,864 人）</td></tr><tr><td>・柏原線</td><td>1,284 人（1,284 人）</td></tr><tr><td>・吉田線</td><td>11,775 人（11,775 人）</td></tr></table> ※前年度実績値と同等する。 ※新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減は含まないものとする。 ※（ ）内は昨年度実績 ■収支率 ・収支率を10%以上（3路線の平均値）とする。（8.5%） ※（ ）内は昨年度実績	・かみおか循環乗合タクシー	9,864 人（9,864 人）	・柏原線	1,284 人（1,284 人）	・吉田線	11,775 人（11,775 人）
・かみおか循環乗合タクシー	9,864 人（9,864 人）					
・柏原線	1,284 人（1,284 人）					
・吉田線	11,775 人（11,775 人）					

(2) 事業の効果
フィーダー系統のバスを運行することで、飛騨市内各地区の公共交通空白地が解消され、日常生活に必要な移動手段が確保される。 また、濃飛バス高山神岡線などの幹線バス路線のバス停に接続することにより、中心部へのアクセスが向上し、高齢者の外出が促進され、買い物等により地域経済の活性化に寄与することも期待される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
【地域公共交通整備・運行事業】 ・ 柏原線の整備と運行（濃飛乗合自動車㈱）（網形成計画 P42） ・ 吉田線の整備と運行（濃飛乗合自動車㈱）（網形成計画 P45） ・ かみおか循環乗合タクシーの整備と運行（飛騨市）（網形成計画 P46） 【運行環境の整備、ネットワーク化事業】 ・ 利用環境の利便性向上 待合所・ベンチなどの設置等（交通事業者・飛騨市）（網形成計画 P30） 【利用促進・啓発事業】 ・ バス停や待合等におけるわかりやすい案内掲示（飛騨市）（網形成計画 P31）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
表 1 を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
飛騨市
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
飛騨市 濃飛乗合自動車㈱
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】		
該当なし		
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】		
該当なし		
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】		
該当なし		
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】		
該当なし		
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】		
該当なし		
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】		
該当なし		
20. 協議会の開催状況と主な議論		
期 日	会 議 名	事 業 内 容
平成 25 年 7 月 22 日	平成25年度 第1回 (書面決議)	・ 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）を活用し、飛騨市公共交通総合連携計画策定に向けた調査を行うことについて ・ 調査事業にかかる業者選定の方法について
平成 25 年 9 月 12 日	平成25年度 第2回	・ 会議等の情報公開について ・ 監査員の指名について ・ 予算案について ・ 全体プロセスについて ・ 住民アンケートについて
平成 26 年 1 月 31 日	平成25年度 第3回 (書面決議)	・ 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）の事業評価について
平成 26 年 3 月 18 日	平成25年度 第4回	・ 第2回公共交通会議の議事要旨について ・ 移動と公共交通に関するアンケート結果及び日常生活の移動における現状と課題について ・ 新飛騨市公共交通体系について ・ 今後の予定について（スケジュール変更）
平成 26 年 10 月 14 日	平成26年度 第1回	・ 監査員の指名について ・ 平成25年度第4回公共交通会議の議事要旨について ・ 平成26年度予算案及び委託業者選定について ・ 地区説明会結果及び対応方針について ・ 路線運行計画について ・ 運賃について ・ 飛騨市地域公共交通形成計画骨子案について

平成 26 年 12 月 26 日	平成26年度 第2回 (書面決議)	・ 飛騨市公共交通網形成計画について
平成 27 年 1 月 26 日	平成26年度 第3回	・ 第 1 回公共交通会議の議事要旨について ・ 第 2 回公共交通会議の結果について ・ 飛騨市地域公共交通網形成計画について ・ 運賃（定期券）について
平成 27 年 7 月 22 日	平成27年度 第1回	・ 監査員の指名について ・ 平成26年度第3回公共交通会議の議事要旨について ・ 平成26年度事業報告および決算報告について ・ 平成27年度予算案及び委託業者選定について ・ 市町村運営有償運送の必要性について ・ 市町村運営有償運送の申請について ・ 事業計画・運賃・運行計画について ・ 廃止路線について
平成 27 年 8 月 24 日	平成27年度 第2回	・ 路線図（宮川線、吉田線）の修正について ・ 柏原線運行車両に関する移動円滑化基準適用除外申請について ・ 公共交通生活確保維持改善計画について ・ 飛騨市地域公共交通網形成計画の変更について
平成 27 年 9 月 7 日	平成27年度 第3回 (書面決議)	・ 高校生の通学に関する定期料金の割引について
平成 28 年 1 月 8 日	平成27年度 第4回 (書面決議)	・ 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について ・ 飛騨市公共交通会議委員について
平成 28 年 1 月 26 日	平成27年度 第5回 (書面決議)	・ 濃飛バス路線「神岡猪谷線」等の運行計画の変更について ・ 10月～12月実績からの検討課題について ・ 公共交通会議と有償運送運営協議会の統合について
平成 28 年 2 月 15 日	平成27年度 第6回 (書面決議)	・ 濃飛乗合自動車(株)運行路線 神岡猪谷線の変更について ・ 飛騨市地域公共交通網形成計画の変更について ・ 生活確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について
平成 28 年 6 月 17 日	平成28年度 第1回	・ 監査員の指名について ・ 平成27年度第6回公共交通会議の議事要旨について ・ 平成27年度決算報告について ・ 平成28年度予算案及び地域公共交通再編推進事業（再編計画推進事業）について ・ 平成29年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)生活交通確保維持改善計画」について ・ 平成27年10月～平成28年5月までの実績報告および市民からの要望並びに改善案について

平成 28 年 8 月 3 日	平成28年度 第2回	・ 事業計画の変更について ・ 運行計画の変更について ・ 飛騨市公共交通網形成計画の変更について ・ 平成29年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）生活交通確保維持改善計画」の変更について ・ 地域公共交通再編推進事業（再編計画推進事業）について
平成 29 年 1 月 16 日	平成28年度 第3回	・ 自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の更新登録について ・ 平成28年度地域公共交通確保維持改善事業の報告及び評価について ・ 運行計画の変更について ・ 利用の少ない便の対応について
平成 29 年 6 月 13 日	平成29年度 第1回	・ 監査員の指名について ・ 平成28年度決算報告について ・ 平成29年度飛騨市公共交通会議予算案及び地域公共交通再編推進事業（再編計画推進事業）について ・ 平成30年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）生活交通確保維持改善計画について
平成 29 年 8 月 18 日	平成29年度 第2回	・ 事業計画及び運行計画の変更について ・ 飛騨市公共交通網形成計画の変更について ・ 自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送（交通空白地輸送））の更新登録について ・ 平成30年度地域公共交通再編推進事業（再編計画推進事業）について
平成 30 年 1 月 17 日	平成29年度 第3回	・ 事業計画及び運行計画の変更について ・ 飛騨市公共交通網形成計画の変更について ・ 平成29年度地域公共交通確保維持改善事業の報告及び評価について
平成 30 年 6 月 22 日	平成30年度 第1回	・ 平成29年度決算報告について ・ 平成30年度監査員の指名について ・ 平成30年度飛騨市公共交通会議予算案及び地域公共交通再編推進事業（再編計画推進事業）について ・ 平成31年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）生活交通確保維持改善計画」について ・ 運行の変更について ・ 福祉有償運送の新規登録の申請について ・ 飛騨市公共交通網形成計画及び飛騨市地域公共交通再編実施計画にかかる一部事業の見直しについて
平成 31 年 1 月 17 日	平成30年度 第2回	・ 平成31年4月からの飛騨市公共交通について ・ 飛騨市公共交通網形成計画の変更について ・ 平成30年度地域公共交通確保維持改善事業の報告及び評価について

令和元年 6月11日	令和元年度 第1回 (書面開催)	- 平成30年度決算について - 令和元年度予算について - 令和2年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）生活交通確保維持改善計画」について
令和元年 7月8日	令和元年度 第2回	- 令和元年度監査員の指名について - 飛騨市地域公共交通網形成計画の見直しについて
令和元年 8月16日	令和元年度 第3回 (書面開催)	- 高山神岡線の系統の分割及び各系統の運賃の設定について - 飛騨市地域公共交通網形成計画の変更について
令和2年 1月17日	令和元年度 第4回	- 高山神岡線及び奥飛騨富山線の運行の変更について - 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業の報告及び評価について - ふるかわ循環乗合タクシーの廃止について - 飛騨市営バス路線への回数券の導入について - 実証実験神原峠線の期間延長について - 飛騨市地域公共交通網形成計画の計画期間の変更について - 第二次飛騨市地域公共交通網形成計画の骨子について - 飛騨市地域公共交通網形成計画の変更について

21. 利用者等の意見の反映状況

生活交通確保維持改善計画は、飛騨市地域公共交通網形成計画に基づいた計画であり、同計画については、市民の移動実態調査等を行い計画に反映をしている。また、地域からのアンケート調査、利用者への聞き取り調査などを行い運行計画に反映している。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	岐阜県都市建築部都市公園整備局公共交通課
関係市区町村	飛騨市 (市長、教育長、総務部長、市民福祉部長、商工観光部長)
交通事業者・交通施設管理者等	(社)岐阜県バス協会 濃飛乗合自動車(株) ニュー飛騨観光バス(株) 古川タクシー(株) (株)宝タクシー 宮川タクシー(株) 社会福祉法人神東会 岐阜県交通運輸産業労働組合協議会 岐阜県タクシー協会 高山国道事務所 岐阜県古川土木事務所 飛騨警察署
地方運輸局	岐阜運輸支局
その他協議会が必要と認める者	飛騨市区長会等連絡協議会 飛騨市シニアクラブ連合会 岐阜県身体障害者福祉協会飛騨市支部 飛騨市社会福祉協議会 飛騨市観光協会 名古屋大学大学院教授

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 飛騨市古川町本町2番22号

(所 属) 総務部 総務課

(氏 名) 加藤 唯高

(電 話) 0577-73-7461

(e-mail) soumu@city.hida.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
飛騨市	飛騨市	(1) かみおか循環乗合タクシー 系統2	神岡振 興事務 所	奥飛騨温泉 口、濃飛バス 神岡営業所、 割石温泉	神岡振 興事務 所	往 22.0km 循環	246日	1476.0回		路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バ ス神岡営業所)	③
	濃飛乗合自動車 (株)	(2) 柏原線	濃飛バ ス神岡 営業所	寺林公民 館前	柏原 パーキ ング	往 17.7km 復 17.7km	246日	420.0回		路線定期	①	古川・神岡線(流葉ス キー場)	③
		(3) 柏原線	濃飛バ ス神岡 営業所	神岡小学 校	柏原 パーキ ング	往 19.3km 復 km	246日	123.0回		路線定期	①	古川・神岡線(流葉ス キー場)	③
		(4) 吉田線	濃飛バ ス神岡 営業所	飛騨市民 病院	流葉ス キー場	往 17.3km 復 17.3km	361日	607.0回		路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バ ス神岡営業所)	③
		(5) 吉田線	濃飛バ ス神岡 営業所	飛騨市民 病院	吉田精 米所前	往 12.1km 復 12.1km	361日	968.0回		路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バ ス神岡営業所)	③
		(6) 吉田線	濃飛バ ス神岡 営業所		割石温 泉	往 4.8km 復 4.8km	309日	310.0回		路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バ ス神岡営業所)	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
飛騨市	飛騨市	(1) かみおか循環乗合タクシー 系統2	神岡振 興事務 所	奥飛騨温泉 口、濃飛バス 神岡営業所、 割石温泉	神岡振 興事務 所	往 22.0km 循環	245日	1470.0回		路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バ ス神岡営業所)	③
	濃飛乗合自動車 (株)	(2) 柏原線	濃飛バ ス神岡 営業所	寺林公民 館前	柏原 パーキ ング	往 17.7km 復 17.7km	245日	418.5回		路線定期	①	古川・神岡線(流葉ス キー場)	③
		(3) 柏原線	濃飛バ ス神岡 営業所	神岡小学 校	柏原 パーキ ング	往 19.3km 復 km	245日	122.5回		路線定期	①	古川・神岡線(流葉ス キー場)	③
		(4) 吉田線	濃飛バ ス神岡 営業所	飛騨市民 病院	流葉ス キー場	往 17.3km 復 17.3km	361日	606.0回		路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バ ス神岡営業所)	③
		(5) 吉田線	濃飛バ ス神岡 営業所	飛騨市民 病院	吉田精 米所前	往 12.1km 復 12.1km	361日	967.0回		路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バ ス神岡営業所)	③
		(6) 吉田線	濃飛バ ス神岡 営業所		割石温 泉	往 4.8km 復 4.8km	310日	310.0回		路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バ ス神岡営業所)	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
飛騨市	飛騨市	(1) かみおか循環乗合タクシー 系統2	神岡振 興事務 所	奥飛騨温泉 口、濃飛バス 神岡営業所、 割石温泉	神岡振 興事務 所	往 22.0km 循環	246日	1476.0回		路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バ ス神岡営業所)	③
	濃飛乗合自動車 (株)	(2) 柏原線	濃飛バ ス神岡 営業所	寺林公民 館前	柏原 パーキ ング	往 17.7km 復 17.7km	246日	420.0回		路線定期	①	古川・神岡線(流葉ス キー場)	③
		(3) 柏原線	濃飛バ ス神岡 営業所	神岡小学 校	柏原 パーキ ング	往 19.3km 復 km	246日	123.0回		路線定期	①	古川・神岡線(流葉ス キー場)	③
		(4) 吉田線	濃飛バ ス神岡 営業所	飛騨市民 病院	流葉ス キー場	往 17.3km 復 17.3km	361日	607.0回		路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バ ス神岡営業所)	③
		(5) 吉田線	濃飛バ ス神岡 営業所	飛騨市民 病院	吉田精 米所前	往 12.1km 復 12.1km	361日	968.0回		路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バ ス神岡営業所)	③
		(6) 吉田線	濃飛バ ス神岡 営業所		割石温 泉	往 4.8km 復 4.8km	310日	310.0回		路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バ ス神岡営業所)	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	飛驒市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	19296
交通不便地域	24696

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
24696	全域	過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
飛驒市地域公共交通網形成計画	平成27年3月	令和3年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
24696	$24,696 \times 150\text{円} + 5,600\text{千円}$	9,304千円

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。